

**熊本県公告第128号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町及び岱明町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
長洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
長洲都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県玉名地域振興局企画調査課  
玉名市岩崎1004-1
  - (3) 長洲町建設課  
玉名郡長洲町長洲2766
  - (4) 岱明町建設課  
玉名郡岱明町野口2129
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

**熊本県公告第129号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市及び植木町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
植木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
植木都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県鹿本地域振興局企画調査課  
山鹿市山鹿1026
  - (3) 植木町都市計画課  
鹿本郡植木町岩野238-1
  - (4) 熊本市都市計画課  
熊本市手取本町1-1
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

**熊本県公告第130号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
大津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
大津都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県菊池地域振興局企画調査課  
菊池市隈府1272-10
  - (3) 大津町都市計画課

菊池郡大津町大津 1233

- 4 縦覧期間  
平成 16 年 2 月 16 日から平成 16 年 3 月 1 日まで

#### 熊本県公告第 131 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、泗水町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
泗水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
泗水都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目 18 - 1
  - (2) 熊本県菊池地域振興局企画調査課  
菊池市隈府 1272 - 10
  - (3) 泗水町建設課  
菊池郡泗水町福本 383
- 4 縦覧期間  
平成 16 年 2 月 16 日から平成 16 年 3 月 1 日まで

#### 熊本県公告第 132 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、阿蘇町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
阿蘇都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
阿蘇都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目 18 - 1
  - (2) 熊本県阿蘇地域振興局企画調査課  
阿蘇郡一の宮町宮地 2402
  - (3) 阿蘇町地域振興課  
阿蘇郡阿蘇町内牧 261
- 4 縦覧期間  
平成 16 年 2 月 16 日から平成 16 年 3 月 1 日まで

#### 熊本県公告第 133 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、御船町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
御船都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
御船都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目 18 - 1
  - (2) 熊本県上益城地域振興局企画調査課  
上益城郡矢部町下馬尾

(3) 御船町役場建設課  
上益城郡御船町御船 995 - 1

4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、鏡町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類  
鏡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
鏡都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県八代地域振興局企画調査景観課  
八代市西方町1660
  - (3) 鏡町建設下水道課  
八代郡鏡町内田453-1
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、芦北町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類  
芦北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
芦北都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目18-1
  - (2) 熊本県芦北地域振興局企画調査景観課  
芦北郡芦北町芦北2670
  - (3) 芦北町建設課  
芦北郡芦北町芦北2015
- 4 縦覧期間  
平成16年2月16日から平成16年3月1日まで

#### 熊本県公告第136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成15年7月28日に行われた届出について、設置者より取下書の提出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成16年2月16日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン八代ショッピングセンター  
熊本県八代市沖町五番割3705番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオン九州株式会社  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 代表取締役 松井博史
- 3 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出を取り下げる理由  
届出計画変更のため
- 4 取下日  
平成16年1月23日